

第4次昭和村振興計画後期計画(概要版)

はじめに

本村はこれまで、平成12年度に策定した「第4次昭和村振興計画前期計画」に基づき、すみれ荘、昭和ホームを拠点施設とした保健・医療・福祉サービスの総合的展開、ライスセンターの充実や雪室方式による農林水産物集出荷貯蔵施設整備等の農業振興、からむしの保存伝承並びに、多くの来訪者による交流人口の拡大と地域経済の活性化を図るためのからむし織の里の整備、豊かな自然環境を保全し、河川の水質改善と快適な住環境を目指した下水道整備を積極的に推進してまいりました。

現在の昭和村がおかれている状況は、昭和2年に村が誕生して以来最大の変革期にあると認識しております。若者の流出、少子化により、高齢化率は50%を超え、農業をはじめ産業の振興や集落機能を維持していくうえにおいても、数々の弊害が生じているところであります。

今回策定いたしました「第4次昭和村振興計画後期計画」を指針として、村民の一人ひとりが地域の良さを認識し、昭和村の住民であることに自信と誇りを持ち、豊かな生活と地域の活性化が図られるよう、村政の各分野にわたる施策を総合的かつ積極的に実行していく決意をしております。村民の皆様をはじめ国、県、関係機関等皆様のご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

おわりに、振興計画策定にあたり、ご審議いただきました村振興計画審議会委員並びに関係者の方々のご尽力に心から感謝申し上げます。

平成17年12月

昭和村長 小林悦郎

基本理念

地方分権の流れのなか、地域の自立性と独創的な地域づくりが求められており、また少子高齢化と過疎化の著しい本村におけるこれからの地域づくりは、行政と地域活動が両輪となり、村民が積極的に参画し、ともに創りあげていくことが大変重要です。

村民の一人ひとりが地域の良さを認識し、昭和村の住民であることに誇りをもち、生き生きと輝いて生活できる地域社会をめざします。

基本目標 基本理念に示す社会を実現するため、次の基本目標を掲げます。

1. 住民が主役の村づくり

行政と地域活動が両輪となり、村づくりを推進するシステムを構築します。

2. 安心して暮らせる村づくり

過疎化、少子高齢化がすすむなかで、誰もが安心して暮らせる環境の整備を図ります。

3. 輝いて生きる村づくり

生涯をとおし楽しく学べる環境と、個性が輝く子供たちを育む教育環境の整備を図ります。

4. 活力ある村づくり

自然・景観、生活文化等を資源ととらえ、からむし織の里を核に交流人口の拡大を図り、また女性や高齢者の能力が発揮できる産業を確立し経済の活性化を図ります。

5. 自然と調和した村づくり

豊かな自然環境を保全し、美しい村のイメージづくりを図ります。

基本指標

人口

今後さらに就労機会の拡大や新規就農者の促進施策などを積極的にすすめ、また個性豊かで魅力ある村づくりを推進して、若年層の定着に努めることとします。

土地利用

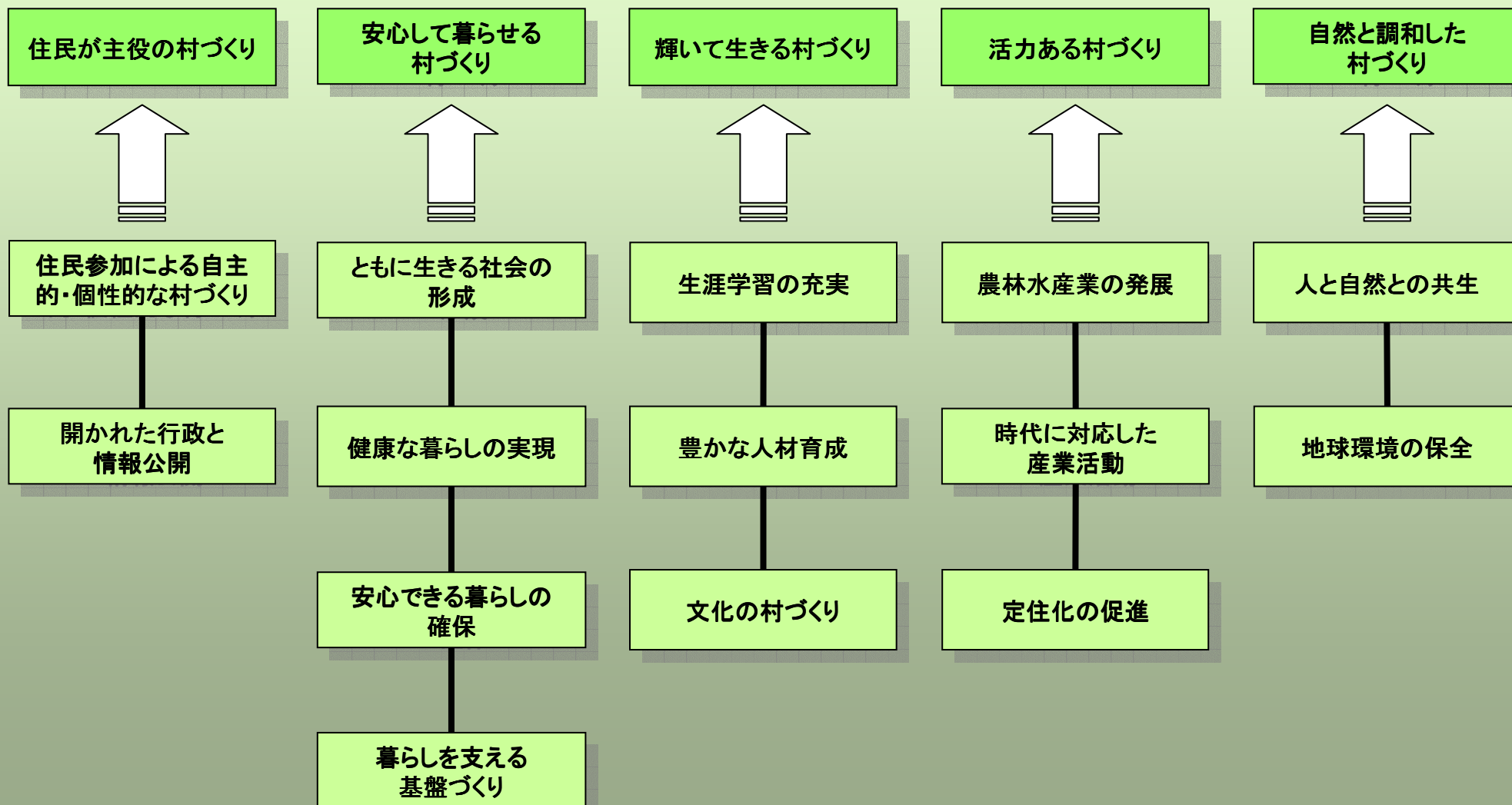
公共の福祉を優先に、自然環境の保全に努めながら、村民の健康で文化的な生活環境の確保と、均衡ある発展を図ることを基本として、平成9年に策定した「国土利用計画 昭和村計画」に基づき、総合的かつ計画的にすすめて行くこととします。その主な項目は次のとおりです。

- ① 生活基盤施設の整備充実を推進します。
- ② 豊かな自然資源の保全と有効活用を促進します。
- ③ 地域ごとの特徴を活かした均衡ある村土の利用をめざします。
- ④ 中山間地域活性化事業等展開への適切な対応を講じていきます。

産業の振興

- 農 業** 花き、高原野菜などの自然条件に適した農業の振興を図るとともに、水田の輪作体系を図るべく条件整備を進め、生産性の向上につとめ、農家の経済的、社会的な地位を高め、後継者が誇りをもてる環境づくりにつとめます。
- 伝統工芸** 「からむし織」の継承と振興のため、からむし織りに携わる関係者及び地域住民等の理解と協力を得ながら、原料である芋麻の安定的生産と品質の保持、及び糸づくりから織りまでの一連の作業技術後継者の育成を図っていきます。
- 林 業** 菌茸類の振興に加え民芸木工品などの新たな土産品の開発を模索する必要があります。
- 商 業** 昭和村商工会が中心となって行う経営改善指導事業等と連携し、顧客のニーズにあったサービスの提供が望まれるところです。
- 観 光** 本村が持つ豊富で多様な観光資源を活用し、自然環境の保全を図りながら、地域文化や生活とのふれ合いのなかで、相互に交流を深めていく個性的な観光地づくりをめざします。

施策の大綱



住民が主役の村づくり

住民参加による自主的・
個性的な地域づくり

- 地域づくり団体の育成と支援
- 老若男女共同参画意識の定着を図るための啓発活動
- 行政、各種団体等における政策、方針決定の場への女性及び若者の参画機会の拡大
- 情報公開制度の周知と情報の積極的な開示
- 広報「しょうわ」と公聴機会の充実
- 地区懇談会の充実

開かれた行政と情報公開

行財政基盤の強化

行政運営の効率化

- 行政機構や事務処理の簡素効率化
- 人材育成と人事管理の適正化
- 事務事業の見直し等

健全財政の確立

- 財源の確保
- 財源の効率的配分
- 特別会計における健全財政の確立

情報公開と広域行政の推進

情報公開制度の推進

- 情報公開窓口の設置と情報公開制度の広報
- 個人情報の保護と自己情報開示窓口の設置
- 能動的な情報提供の推進
- 文書管理システム、住民基本台帳ネットワークシステムの運用

広域行政の充実・推進

- 既存の各種一部事務組合及び近隣市町村による各種協議会の充実と広域連合の検討
- 広域行政の一形態として、周辺地域との合併について引き続き検討していく必要があります。

住民参加型行政の推進と行政評価による行財政運営

- 行政評価制度(施策総合評価・個別事業評価等)の導入、推進
- 福島県自治研修センター活用による職員研修の推進

安心して暮らせる村づくり

ともに生きる社会の形成

高齢者福祉の充実

- 安否確認及び見守り事業
- 介護保険事業
- 村単独事業

障害者福祉の充実

- 支援費制度の普及と推進
- 在宅介護サービスの充実

児童、ひとり親家庭の充実

- 児童福祉事業
- ひとり親家庭事業

地域福祉活動の推進

- 昭和村社会福祉協議会への財政的支援
- ボランティア活動の育成、組織の強化
- 関係機関、団体の連携強化による福祉ネットワークと提供体制の整備
- 地域福祉計画の策定

健康な暮らしの実現

健康づくりと疾病対策

- 母子保健事業
- 成人・老人保健事業
- 精神保健事業
- 歯科保健事業
- 結核・感染症対策

医療体制の確保

- 保健・福祉部門との連携強化
- 在宅介護支援センター等との連携による在宅医療の充実
- 近隣病院との病診連携による二次・三次医療サービスの供給体制の整備
- 医療機器の計画的更新
- 代診医制度の活用による医療サービスの充実と医師の負担軽減

安心できる暮らしの確保

消防防災体制の整備

- 消防施設及び設備の計画的整備強化
- 消防団員の確保と資質の向上
- 自主防災組織の強化と予防消防の徹底
- 防災マニュアルの作成と防災訓練の実施
- 「国民の保護に関する計画」の策定など、社会経済情勢の変化に対応できる組織の検討及び消防力の整備充実

交通安全対策の推進

- 交通弱者のための交通安全施設の整備強化と交通安全教育の徹底
- 安全運転意識の啓発活動
- 交通事故被害者救済の円滑化

犯罪の未然防止対策の推進

- 関係機関、団体連携による犯罪の未然防止
- 学校地域連携による子供の安全確保
- 賢い消費者になるための情報提供

暮らしを支える基盤づくり

交通通信体系の整備

道路網の整備

- 国道400号、401号のトンネル化等の整備促進
- 主要地方道、一般県道の改良促進
- 村道の計画的改良

交通機関の確保と通信施設の整備

- 路線バス2路線の運行確保
- テレビ地上波デジタル化への対応
- 携帯電話不通話地区の解消
- 高速情報通信網の整備

住環境づくり

村営住宅の整備

- 村営住宅等の快適な住環境の確保のための適切な維持管理

簡易水道・下水道の整備

- 簡易水道
- 増補改良事業等の計画的な整備
- 下水道
- 集合処理区による整備
- 個別処理合併浄化槽による整備

輝いて生きる村づくり

生涯学習の充実

魅力的な生涯学習の提供と普及

- 各種事業、学級講座の開設
- 各種団体の育成と強化
- 生涯スポーツの推進
- 芸術文化活動の推進
- 青少年健全育成事業の推進
- 趣味の講座の推進
- 高齢者学習の推進
- 国際交流の推進

高齢者の生きがいづくりと社会参加

高齢者学習の主な活動計画の3つのねらいとして、

- ① 日常生活に潤いを持ち、熟年世代のパワーを引き出し発揮する。
- ② 継続的な活動を通して趣味の世界を広げ生きがいづくりをする。
- ③ 多くの友達との交流により、生活空間の広がりを求める。

主な学習内容では、健康学習面でいかに長く元気な高齢者でいられるか、趣味的学習面で同じ趣味を持つ仲間が集い地域づくりを考える。移動学習面で、村外研修を通して視野を深めるとともに、再度地域を見つめる、ことなどを主眼に積極的に推進を図ります。

豊かな人材教育

時代に対応した児童、生徒の教育推進

- 新学習指導要領の教育課程の推進
- 基礎学力向上推進支援事業の推進
- 情報化・国際化に対応した教育の推進

教育環境の整備

- スクールバス更新
- 小学校水泳プール改修
- インターネット整備
- 校舎整備
- 教員住宅整備

学校、家庭、地域との連携

- 生涯学習の機会の拡充
- 総合的な学習の時間では地域資源(からむし、地域文化、自然環境など)の教材化に努め、地域の人材を積極的に活用
- 学校施設を開放し、開かれた学校づくりを推進

文化の村づくり

歴史と文化の伝承

- からむしの保存伝承、技術の継承
- 天然記念物「駒止湿原」の保護と活用
- 村史の追加編纂
- 伝統芸能等の伝承と保存の推進
- 芸術文化鑑賞機会の提供推進

生涯スポーツの振興

- 多くの村民が関心を持ち意欲的に参加できるスポーツメニューと情報の提供
- 学校教育と各種スポーツ団体との連携によるスポーツ意識の高揚と推進
- 少子高齢化に対応した各種体育行事等の見直し検討と対策
- スキー場跡地の利活用の検討と計画

活力ある村づくり

農林水産業の発展

魅力ある農業の振興

水稲

- 中山間地域総合整備事業(農道整備、用排水路整備)
- 売れる米づくり条件整備事業(色彩選別機等整備)
- 中山間地域等直接支払交付金事業

花き

- 昭和村新規農業参入推進協議会新規農業参入推進事業
- うつくしま園芸・畑作グレードアップ事業(パイプハウス、動力噴霧機、管理機、整形機等)
- 花き振興協議会の育成、強化
- 農林水産物集出荷貯蔵施設の利用促進

林業の振興

○ 国民の価値観の多様化や余暇時間の増大により、森林浴、レクリエーション、青少年の教育の場として森林を利用する機会が多くなり、森林の持つ多面的機能を総合的かつ高度に利用するために、適正な森林施業により公益機能の増進を図ります。

水産業の振興

○ 本村を訪れる釣り人は今後ますます増加するものと考えられ、住民を含めたこれらの釣り人に健全なレクリエーションの場を確保するため、稚魚の放流を促進し、また在来魚については禁・休漁区等を設定するなど魚族資源の保護と増殖に努めます。

時代に対応した産業活動

商工業の振興

- 経営者の資質の向上策
- 商工会の育成強化
- 新規学卒者確保対策
- 土産品の開発と地場産品の生産施設の整備
- 村単独融資制度に合わせ、国県の施設近代化に関する諸制度の活用助長

交流、体験型観光の振興

- 「からむし織の里」を核とした交流人口の増
- 駒止湿原、大窪湿原、玉川溪谷、矢ノ原湿原などの適切な維持管理
- グリーンツーリズムの推進
- 広域的な観光ルートの設定やイベントの開催、PR活動

生活工芸品産業の振興

- 【からむし】
- 振興公社における事業推進体制の充実
- 先進地視察研修、異分野交流の充実、○ 各種啓発講演・講習会等の開催
- 昭和村からむし生産技術保存協会後継者育成事業への支援など
- からむし生き生き研究会の活動に対する継続的支援
- からむし織体験生・研修生制度の継続実施
- 【その他の生活工芸品】
- 後継者育成事業の実施
- 素材の栽培方法に関する講習会の開催

定住化の促進

- 定住相談窓口の設置
- 定住情報の収集・整理と発信
- 一時滞在や中・長期滞在による交流の拠点施設の整備と仕組みづくり
- 地域の特性を生かした産業の振興、育成による就労の場の創出
- 定住奨励施策の充実
- 交通通信体系や保健・医療・福祉、上下水道など、生活基盤向上のための諸施策の実施

自然と調和した村づくり

人と自然の共生

- 河川の水質改善を図るため、農業集落排水、合併処理浄化槽など下水処理施設を整備します。
- 駒止湿原、大窪湿原、玉川溪谷、矢ノ原湿原など、貴重な資源の保全保護を図りながら、自然に親しむことができる遊歩道やビューポイントとして引き続き適切な維持管理を行います。
- 自然保護と環境保全について理解を深めるため、自然に親しむ運動や、環境美化運動などを推進します。

地球環境の保全

廃棄物対策

- 【一般廃棄物(ゴミ)】
 - 「プラスチック製容器包装」の収集を普及させることにより、一般廃棄物の減量や再生資源の十分な利用を図ります。
 - 生ゴミを家庭で処理できるリサイクル・環境教育の充実を図り、廃棄物の減量化を推進します。
 - ゴミの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ゴミの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組みます。
 - 事業系の一般廃棄物の業者責任処理の指導を行います。
 - 会津ブロックごみ処理広域化推進計画に則り、会津地区広域事業組合の適切な施設整備を図ります。
- 【一般廃棄物(し尿・浄化槽汚泥)】
 - 公共下水道・農業集落排水処理施設・合併処理浄化槽などの生活排水処理の整備を推進します。
 - 会津地区広域事業組合の適切な施設整備を図ります。
- 【不法投棄防止】
 - 基本的な防止策としては地域住民による不法投棄をまず防止します。
 - 連絡員会議などを通じて住民運動を喚起し、根気よく啓蒙活動を行います。
 - 未然に不法投棄を防ぐために投棄されやすい農機具等の有料収集や、不法投棄防止看板を設置するとともに、不法投棄禁止条例の制定も検討していきます。
- 【産業廃棄物】
 - 産業廃棄物の適正処理のための指導
 - 産業廃棄物の処理は適正処理困難物が多いため、排出責任の原則に則り適正に処理させるよう事業所等の指導を行います。

新エネルギーの導入

- 地域新エネルギービジョンの策定(太陽熱、風力、雪氷冷熱、温度差エネルギー、廃棄物熱利用、バイオマス熱など)